

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室⁹²〕

通信販売で生じた 売掛債権の貸倒れ

Q：衣料品や食品などの通信販売で代金の回収が困難になった場合の、貸倒損失の計上について教えてください。

A：法人の金銭債権について、次のような事実が生じた場合には、貸倒損失として損金の額に算入されません。

- 1 法令の規定や、私的な整理手続などにより金銭債権が切り捨てられた場合
- 2 債務者の資産状況や支払能力からみて、金銭債権の全額が回収不能となった場合
- 3 売掛債権について、一定期間取引停止後に弁済がない場合等

質問の場合、売掛債権が回収困難ということですので、今回は、上記3の「売掛債権について、一定期間取引停止後に弁済がない場合」について説明します。

商品の販売、役務の提供等の営業活動によって発生した売掛金、未収請負金その他これらに準ずる債権(売掛債権)については、他の一般の貸付金その他の金銭消費貸借契約に基づく債権とは異なり、履行が遅滞したからといって直ちに債権確保のための手続をとるこ

とが事実上困難である等の事情から、取引を停止した後1年以上を経過した場合には、法人が売掛債権について備忘価額を付し、その残額を貸倒れとして損金処理をしたときは、これを認めることとされています(法人税基本通達9-6-3(1))。

なお、この場合の「取引の停止」とは、継続的な取引を行っていた債務者につきその資産状況、支払能力等が悪化したためその後の取引を停止するに至った場合をいいますから、例えば、不動産取引のように同一人に対し通常継続して行うことのない取引を行った債務者に対して有する当該取引に係る売掛債権が1年以上回収できないとしても、この取扱いの適用はないこととなります(法人税基本通達9-6-3(注))。

質問の場合の、衣料品や食品などの通信販売は、一般消費者を対象に行われるものと考えられますので、同一の顧客に対して継続して販売している場合もあるものの、1回限りの場合もあるかと思えます。したがって、通常継続して行われることのない取引であり、上記3の取扱いの適用はないものとも考えられます。しかしながら、衣料品などの通信販売を営んでおり、一度でも注文があった顧客について、継続・反復して販売することを期待してその顧客情報を管理しているような場合には、結果として実際の取引が1回限りであったとしても、その顧客を「継続的な取引を行っていた債務者」として、その1回の取引が行われた日から1年以上経過したときに上記3の取扱いを適用することができるものと考えられます。

(税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、藤澤利幸
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

ふるさとの宝

次代へのおくりもの

211

～まさに「ふるさとの宝」～

「松本平の地酒」

今回取材をさせていただいた松本酒造協会(以下、協会)は、前記の11社が加盟する団体で、前身は天保8年(1837年)より共同で酒造りの安全を祈願したといわれるほどの歴史があります。現在では、地酒の品質向上のための研究活動や地酒の振興・PR活動を行っています。研究活動として、毎年7月に保存・熟成状況のチェックを行い、3月には新酒の研究会も実施しています。振興・PR活動は、松本そば祭りや楽市楽座などで地酒の試飲・販売ブースを設営するほか、毎年6月には利き酒大会、9月に「ひやおろしを楽しむ会」、2月に「新酒を楽しむ会」などを行っています。

日本酒も現在では吟醸系、純米系、本醸造系など種



様々なイベントも大盛況です。

類も増え、「雪冷え」(5)から「飛び切り爛」(55以上)まで飲みかたも多様化してきました。松本平の地酒も地元だけでなく、東京の飲食店とのタイアップや海外への輸出などを行っている酒造会社もあるそうです。地域にとどまらない拡がりを見せていますが、やはり松本平の水や空気・風土があってこそその地酒。まさに「ふるさとの宝」といえると思います。

日本酒で悪酔いしやすい筆者にお話をお聞きした、協会のご担当者から上手に飲むコツとして、チェイサーならぬ「和(やわ)らぎ水」と一緒に飲むことを勧められました。鍋もののおいしくなる季節、瓶に詰めたての松本平の地酒を楽しんでみてはいかがでしょうか。

(中村祐一編集委員)